

飯塚市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める
規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年9月8日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第35号

飯塚市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

飯塚市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成19年飯塚市規則第64号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
飯塚市消防団員等公務災害補償条例(平成18年飯塚市条例第220号)第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			飯塚市消防団員等公務災害補償条例(平成18年飯塚市条例第220号)第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>186,050円</u> を超えるときは、 <u>186,050円</u>)	常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>177,950円</u> を超えるときは、 <u>177,950円</u>)
	2 (略)	(略)		2 (略)	(略)
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>92,980円</u> を超えるときは、 <u>92,980円</u>)	随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>88,980円</u> を超えるときは、 <u>88,980円</u>)
	2 (略)	(略)		2 (略)	(略)

	2 (略)	(略)		2 (略)	(略)
--	-------	-----	--	-------	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の飯塚市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規則の規定は、令和7年8月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。